

クリーンガス相当量認証申請解説書

2024年12月2日改訂

クリーンガス証書評価委員会事務局

当解説書の目的

当解説書は、申請者側の方々に、クリーンガス製造設備認定後、クリーンガス相当量認証までの流れについて正しくご理解いただき、スムーズに手続きを進めていただくためのものです。

クリーンガス相当量認証申請までに必要な準備、クリーンガス相当量認証申請に必要な申請書類、留意事項等について解説します。

クリーンガス相当量認証までの流れ

日程（例）	内 容	
3月31日	設備認定	
4月1日	(1) クリーンガス相当量計測開始日確定 (申請者(=証書発行事業者) ⇔ガス製造者)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クリーンガス相当量の証拠書類を準備 ✓ 1年以内であれば、任意の期間（例:6ヶ月、3ヶ月）でクリーンガス相当量認証申請も可
翌年3月31日迄(①)	(2) クリーンガス相当量申請期間の確定 (申請者⇔ガス製造者)	
①以降	(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出（申請者⇔クリーンガス証書評価委員会事務局） ※ 申請書類は、捺印版申請書を含めすべて電子媒体とし、電子メールにて事務局に送信。紙媒体での提出は不要。事務局から申請者に申請書番号等連絡。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書類の確認及び審査（現地確認を含む場合もある）。 ➤ クリーンガス証書評価委員会の招集及び審議。 	
委員会開催日 +1日	(4) 相当量認証及び認証通知（クリーンガス証書評価委員会事務局⇔申請者） <ul style="list-style-type: none"> ➤ シリアルナンバー、認証日等について、電子メールにて連絡 ※「クリーンガス相当量認証証明書」は、原則として四半期毎に発送します。それ以前に必要な場合はご連絡ください。	
ガス量認証後 (四半期毎)	クリーンガス証書発行状況報告（申請者⇔クリーンガス証書評価委員会事務局） ※ 日程は一例で、申請内容や繁忙状況等により認証までの日数は変わります。	

(1) クリーンガス相当量等の初期値確定

設備認定日の翌日以降に製造されたクリーンガス相当量について認証可能（設備認定日より前のクリーンガス相当量は認証不可）。

設備認定日の翌日以降の任意の日に、クリーンガス相当量認証の初期値となるクリーンガス相当量等の計量器指示数等のエビデンスを揃える。

※ 設備認定において「認証可能・対象クリーンガス製造量確認データ及び計算書」（事務取扱要領 附属書9）で示した提出書類のうち、初期値の確定が必要な書類を準備。

(2) クリーンガス相当量等の終期値確定

クリーンガス相当量認証の対象期間は、最長1年（但し、年度を跨がない。例外として2024年度は、相当量認証申請の受け付け期限を2025年2月末日までとします。それ以降の2024年度分の相当量（終期値が最大2025年3月31日）については、2025年4月以降に認証申請を受け付けます。）。

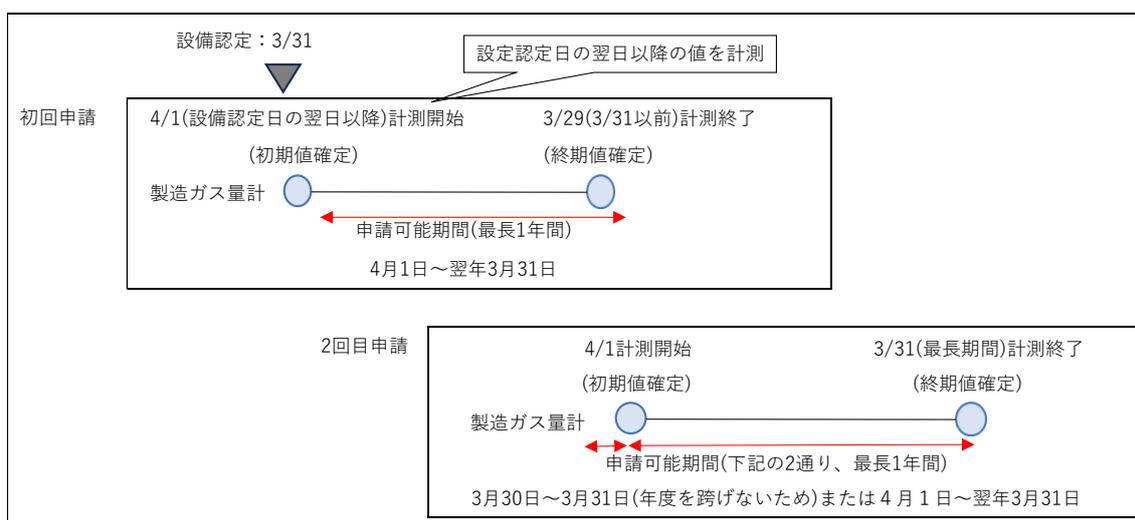
初期値から1年以内の任意の期間で、対象期間の終期値となるクリーンガス相当量等の計量器データ等のエビデンスを揃える。

エビデンス一式を揃える（「クリーンガスの認証対象ガス製造量確認データ及び計算書」で示した提出書類全て）。

- システムや計量器のデータ、計量器写真など
- 運転月報（クリーンガス量、稼働時間）
- メタン含有率など

※ エビデンスには、日時・作成者・作成者の捺印等が記されていること。

(2) クリーンガス相当量申請期間の確定（対象期間）



計量器等写真撮影における留意事項

計量器写真の撮影例

撮影記録内容

- ・ 設備認定番号
- ・ ガス製造設備番号
- ・ ガス製造者氏名
- ・ 撮影日時
- ・ 撮影者

ガス量

No.

基準適合証
有効期限

他のガス製造設備の計量器写真と混同しないように注意すること。

撮影記録

設備認定番号	0000
ガス製造設備番号	No.0000
ガス製造者氏名	00 00
撮影日時	0000年0月0日 0時0分
撮影者	00(株)00部00課 00 00

ガス量の指示数、計器番号が容易に読み取れること。

計量器写真および撮影記録内容が1枚に納まっていること。もしくは、計量器写真をWord・Excel等の電子文書や台紙に貼付け、撮影記録内容を付記すること。撮影日時を必ず記載すること。

(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出－①提出書類

所定の申請書一式に、(1)(2)で揃えたエビデンスを添付した申請書類一式を提出する。

- クリーンガス相当量認証申請書（事務取扱要領 附属書7）
 - ✓ 申請者はクリーンガス証書発行事業者としてください。
 - ✓ 申請者の項には、責任者のサインを記入（または捺印）してください。
 - ✓ 新規証書発行事業者による申請の場合には、別途、企業概要説明資料および事業スキーム説明書の提出が必要となります。
 - ✓ 水素製造・販売事業者、及び二酸化炭素製造・販売事業者：名称のみならず、連絡先等(HP アドレスを含む)も記入してください。事業者コードが不明な場合には、クリーンガス証書評価委員会事務局までお問い合わせください。
- クリーンガス受け入れ実績報告書（同 附属書8）
- クリーンガスの認証対象ガス製造量確認データ及び計算書（同 附属書9）
 - ✓ 認証可能ガス製造量の算定における端数処理は、過大に認証しないよう、安全側で以下の内容で端数処理します。
 - ・メタン等の含有率については、小数点以下第2位を切り捨て、第1位までを記入してください。
 - ・クリーンガス相当量の初期値は小数点以下切り上げ、終期値は小数点以下切り捨て（2回目以降のクリーンガス相当量認証申請での初期値は、少数点以下切り捨

て)としてください。

- ✓ 計器データの項では、計器が特定できるよう流量計やガスクロマトグラフィーの名称、型番、及びシリアルナンバーを記入してください。また、計器が製造設備認定時と異なる場合には、その旨を明記してください。

➤ (1)(2)で揃えたクリーンガス量等を示すエビデンス書類(「クリーンガスの認証対象ガス製造量確認データ及び計算書」で示した提出書類全て)

※ 申請書類は、申請者の捺印がある書類を含め、すべて電子媒体で提出してください。

(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出－②留意事項

事務取扱要領や各種ガイドラインを十分にご確認のうえ、申請書を作成・提出してください。申請書類を複数でチェックするなど、必要申請資料の欠落やケアレスミスがないようにしてください。

書面審査の過程で指摘された申請資料の不備や確認事項に対して、極力速やかに申請資料の修正、回答をお願いします。

- 申請書の記入漏れ、記入誤り
- 校正済計量器等データ、クリーンガス相当量等実績データ、エビデンスの未提出、不備
- 表現等ガイドライン違反など

クリーンガス証書評価委員会事務局の責めに帰すべき理由によらず、申請後6ヶ月が経過しても認定・認証が行われなかった場合、申請を取り消す場合があります。

(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出－③その他

クリーンガス製造事業者は、クリーンガス証書仲介事業者を含む他者に証書を移転した場合、証書化されたクリーンガス相当量に係るクリーンガス価値を持たないため、クリーンガス製造設備により製造された当該クリーンガス相当量をもって CO₂削減に寄与している旨の表現は認められないことに留意してください(表現等に関するクリーンガス製造事業者用ガイドラインの遵守)。

その他、証書発行事業者が初回のクリーンガス相当量認証申請時まで提出する必要がある届出等

- 証書発行事業者マーク届出書
- 証書関連情報の管理責任者・管理体制図

(4) クリーンガス相当量認証証明書発行

クリーンガス相当量認証証明書は、原則として四半期ごとに発送します。
それ以前に必要な場合はご連絡ください。

クリーンガス証書発行状況報告

申請者は、各年の 3, 6, 9, 12 月の月末時点におけるクリーンガス証書の契約ごとの状況（証書関連情報）を、原則として四半期ごとにクリーンガス証書評価委員会事務局へ電子媒体で提出してください。

なお、申請資料ならびに認証済みクリーンガス相当量に誤りがあったことが認証後に判明した場合には、認証済クリーンガス相当量修正申請書（事務取扱要領 附属書 20）を提出することにより、修正認証を申請することができます。

以上